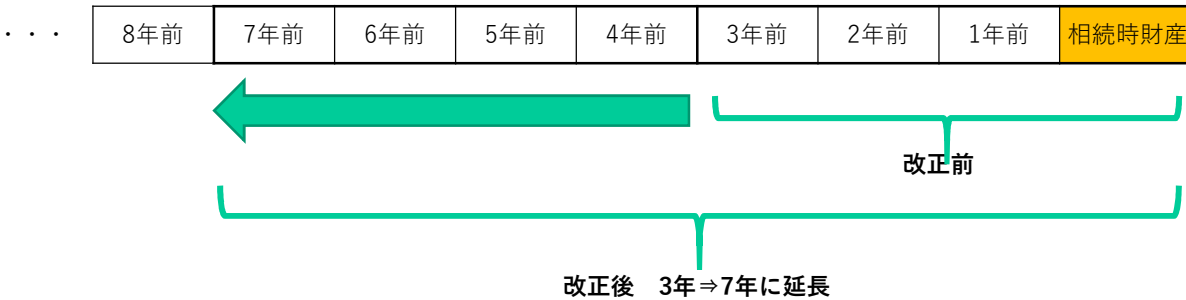


## ■ 贈与税

## 1、暦年贈与と相続時精算課税の課税ルールの変更

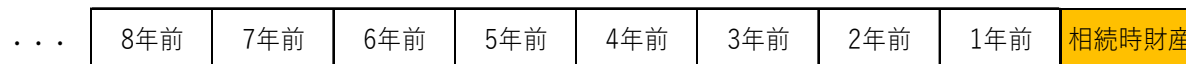
① 暦年贈与・・・生前贈与加算を3年から7年に延長。

◎ 課税対象：相続時財産+亡くなる前7年以内の贈与(4年～7年の贈与は100万円控除有)



② 相続時精算課税・・・年間110万円までは非課税で申告不要。

◎ 課税対象：相続時財産+亡くなる前の贈与（年間110万円まで加算不要。）

💡 亡くなる前7年以内であっても年間110万円までの場合は加算不要。

※上記①・②については、令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用。

## 2、教育資金・結婚子育て資金の一括贈与の非課税措置

## ① 教育資金の一括贈与

|          | 現行   | 改正案  |
|----------|--|--|
| 適用期間     | 令和5年3月31日まで  | 令和8年3月31日まで<br>(3年間延長)   |
| 相続税の課税対象 | 贈与者死亡時点の教育資金の残額<br>※受贈者が23歳未満等の一定の場合は課税対象から除外      | 贈与者死亡時点の教育資金の残額<br>※受贈者が23歳未満等の一定の場合は課税対象から除外<br>⇒贈与者の相続税の課税価格が5億円超の場合は除外規定が適用されず相続税の対象となる。<br>※令和5年4月1日以後の取得に係る相続税に適用 |
| 教育期間終了時  | 教育資金の残額がある場合は、受贈者が18歳未満は一般税率、18歳以上は特例税率を適用して贈与税を計算 | 教育資金の残額がある場合は、受贈者の年齢に関わらず一般税率を適用して計算<br>※令和5年4月1日以後の贈与税に適用   |

## ② 結婚子育て資金の一括贈与

|      | 現行          | 改正後                    |
|------|-------------|------------------------|
| 適用期間 | 令和5年3月31日まで | 令和7年3月31日まで<br>(2年間延長) |